

見学のご案内

児童発達支援・放課後等デイサービス
たいにい・ぼっくす

●児童発達支援とは

地域の障がいのある未就学児の児童を対象とした療育施設・機関です。
その地域での生活が継続できることを念頭に、日常生活における基本的動作、自活に必要な知識や技能、集団生活への適応等の取得に向けたサービス提供を行う施設です。

●放課後等デイサービスとは

地域の障がいのある就学児の児童を対象とした療育施設・機関です。
小学校から高等学校までの学校通学中の障がい児が、
放課後や夏休み等の長期休暇中において、
生活能力向上のためのサービス提供を継続的にすることにより、
学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、
放課後等の居場所づくりを行うことを目的とした施設です。

●「たいにい・ぼっくす」の由来

「たいにい=T i n y」「ぼっくす=B o x」は、「ちっぽけな箱」のこと。
だれもが、存在の内側にいのちの箱を持っています。
それは、
ちっぽけかもしれないけれど
かけがえのない、
大事で可愛い、
宝物が詰まった箱、です。
ひとりひとりがそんな箱を持ち寄り、中身を取り出し合ってみんなで楽しんだり、
もっと宝物を増やしたりできるスペースでありたい。
スペースそのものが宝物だらけの玉手箱になったら、もっとうれしい。
たいにい・ぼっくすは、そんな気持ちで地域の宝箱になれるような運営を目指して、
地域でひとつつながり、サービスを提供します。

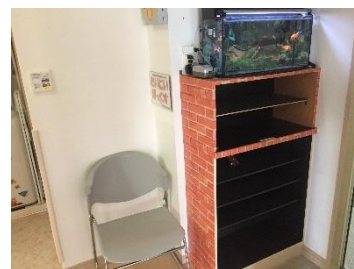
【事業所見取り図】



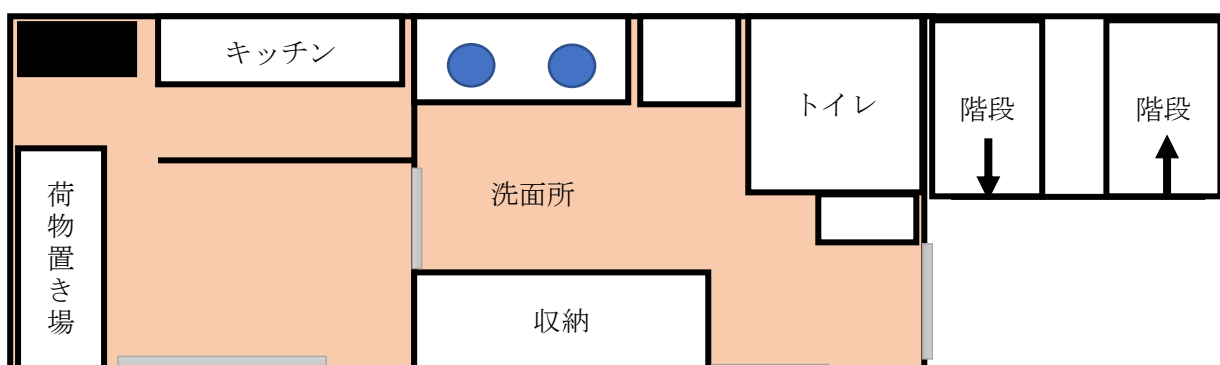
洗面所



トイレ（2畳ほどの広さです）



下駄箱



活動室

静養室
静養する利用者がいない場合、
開放して活動室にしています。



荷物置き場

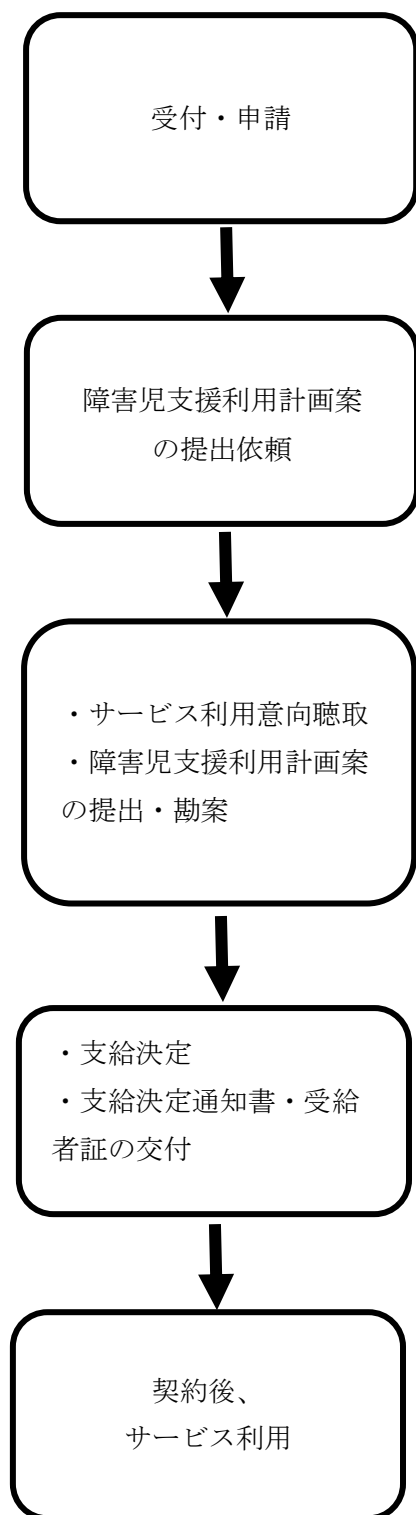


キッチン



活動室（玩具等）

2 サービス利用にあたっての手順



市町村の窓口を見る市町村の窓口にて申請を行います。

相模原市（南区）：南障害福祉相談課

TEL042-701-772

大和市：すくすく子育て課

TEL046-260-5673

指定障害児相談支援事業者を探す。障害児支援利用計画案の作成を依頼する。

※セルフプランの場合もあります。

指定障害児相談支援事業者がご自宅などに訪問し、生活の悩みや希望するサービスなどの内容を聞き取ります。

指定障害児相談支援事業者が、聞き取った内容と認定された障害支援区分を踏まえて障害児支援利用計画案を作成し、市町村へ提出します。

障害児支援利用計画の作成指定障害児相談支援事業者が、支給決定の内容から事業者調整などを行い、利用計画を作成し、市町村へ提出します。

利用契約受給者証を利用予定の事業者や施設に提示して利用を申し込み、契約を結びます。

契約に基づいてサービスを利用します。

【相模原市南区：障害児相談支援事業所】

虹の家相談室	神奈川県相模原市南区下溝 4 4 1 0 番地 TEL042-777-0111
こもれびの森相談室	神奈川県相模原市南区麻溝台 4 丁目 1 番 2 1 号 TEL042-701-9500
相談支援センター・フレンド	神奈川県相模原市南区麻溝台 7 4 3 TEL042-777-1790
らいくYOUウィズ	相模原市南区麻溝台 6—1 3—1 1 4 0 5 号室 TEL042-810-1705
相談支援事業所M o n e t	相模原市南区相模大野 2—2 2—1 3 2 0 3 TEL042-705-6722

※その他、web「障害福祉サービスかながわ」「WAM NET(障害福祉サービス等)」を検索すると、利用にあたって様々な情報が掲載されています。

●ご利用料金について

世帯所得によって、上限負担額が決まっています。月額上限を上回る請求はございません。なお、満3歳の4月1日から3年間、利用料は無償となります。

ご利用者様の受給者証に記載されている負担上限額については、下記の表をご参照ください。

〈 世帯所得とお支払上限額 〉

世帯所得	お支払料金
非課税世帯	0 円
約 8 9 0 万円まで	月額上限 4,6 0 0 円
約 8 9 0 万円以上	月額上限 3 7,2 0 0 円

●諸経費について

上記のご利用料金とは別途に、ご負担をお願いする諸経費があります。

(ア) おやつ代

・1 日のご利用につき、50 円頂戴いたします。

(イ) 製作費

・製作活動における材料費については、事前に通知した後、頂戴いたします。

(ウ) その他

- ・イベントにおける課外活動等に必要とされる経費については、事前に通知した後、頂戴いたします。
- ・日常生活における備品で、ご本人の負担が適当とされるものについては実費負担していただきます。

(エ) 送迎について

- ・送迎に関する料金は、ご利用料金に「送迎加算」として追加されます。

3 事業所の特徴

事業所の種類	児童発達支援（相模原市指定 第 1452600602 号） 放課後等デイサービス（相模原市指定 第 1452600602 号）
事業所の名称	たいにいい・ぼくす
事業所の所在地	〒252-0303 神奈川県相模原市南区相模大野九丁目6番18号
連絡先	電話番号 042-745-0646 FAX 042-742-0447
管理者氏名	田嶋 史門
児童発達支援 管理責任者	田嶋 史門
定員	10人
指定年月日	平成27年3月1日
主たる対象者	定めない

① 多機能型事業所

児童発達支援（未就学児）、放課後等デイサービス（小学生、中学生、高校生）の2つの形態のサービスをひとつの事業所で行う多機能型となっています。受給者証を取得していれば、18歳（高校通学が条件）まで利用可能です。

② 利用者定員数

定員10名の事業所です。児童福祉法の規定により、最大15名、3ヶ月の平均13名までの受け入れが可能となっています。

③ 対象利用者

対象は定めていません。様々な障害を抱えた方が利用しています。

④ 運営時間

運営日及び運営時間、サービス提供時間は以下の通りです。

営業日 及び 営業時間	毎週 月曜日～金曜日 (ただし、祝日、12月29日～1月3日はご利用できません) 午前9時から午後5時
サービス 提供時間 (送迎時 間除く)	児童発達支援 10:00～13:00 (終了時刻応相談) 放課後等デイサービス 放課後～17:00 (学校のある日・送迎あり) 10:00～17:00 (長期休暇期間・送迎あり)

⑤ 送迎

片道15分以内の場所に限り、送迎しています。

【お迎え】

下校時刻時、学校へお迎えに参ります。現在対応している学校は10校です。児童発達支援・長期休暇期間等、9:10～10:00の間に自宅にお迎えにあがります。

【送り】

自宅への送りは、17:00に事業所出発となります。マンション等玄関口に送迎車が着けない場合、到着5～10分前に電話連絡いたしますので、予め決めたお迎え場所まで来てください。

【サービス提供時間外のご利用（延長）をご希望の場合】

以下の事由による場合、延長支援にて、8時より送迎車を送ります。

- 1, 両親の仕事の出勤時刻による都合
- 2, ご家族、親族の通院等による都合

※対応する際は、延長支援加算として、1日につき、1時間61単位2時間92単位を加算し、支援計画書に記載いたします。

【送迎を利用しない場合】

送迎の利用は希望によります。送迎時間に自宅にいるのが困難な場合等、ご家族にて送迎対応していただくことで利用は可能です。その際、基本的に8:30～18:00の間としています。

⑥ スタッフの体制

利用者2名に1名程度の配置をしていますが、一定の距離をもって見守ることを大切にしています。

⑦ 見学

見学について以下の方法でお願いしております。いずれの際も、予めご連絡ください。

【利用前見学】

ご希望に応じ、利用者の利用時間（16:00～17:00）に来所していただきます。

【利用中の見学】

参観日等の予定はありません。利用中の様子が気になるのであれば、日程調整のうえ、来所してください。

⑧ 支援プログラム

当事業所は、主に集団での活動を通じて、社会的行動・コミュニケーションスキルを習得することを目的としています。週間予定は以下の通りです。

月 火 水 金 曜日	16：30 掃除の時間 16：40 帰りの会 【内容】 スタッフのひとこと 子どもたちのひとこと ソーシャルスキルトレーニング（社会生活技能訓練） 17：00 送迎開始
木 曜日	16：20 音の時間 16：40 掃除の時間 16：50 帰りの会 【内容】 スタッフのひとこと 子どもたちのひとこと 17：00 送迎開始

・音の時間

毎週木曜日、歌、ダンス、演奏等を行っています。プロジェクターを使用することで、ダンスや演奏ができるように取り組んでいます。



・買い物 WEEK

毎月第3週、おやつ提供時、買い物のように硬貨を使用して購入する活動を行っています。目的は、種別認識、自己選択、硬貨の理解、計算等、利用者によって異なります。



・製作活動

月に2テーマほど設け、製活動を行っています。



・おやつ作り

月に2回ほど実施しています。



・個別支援

個別支援計画に沿って、宿題やタスク作業、生活訓練をしています。



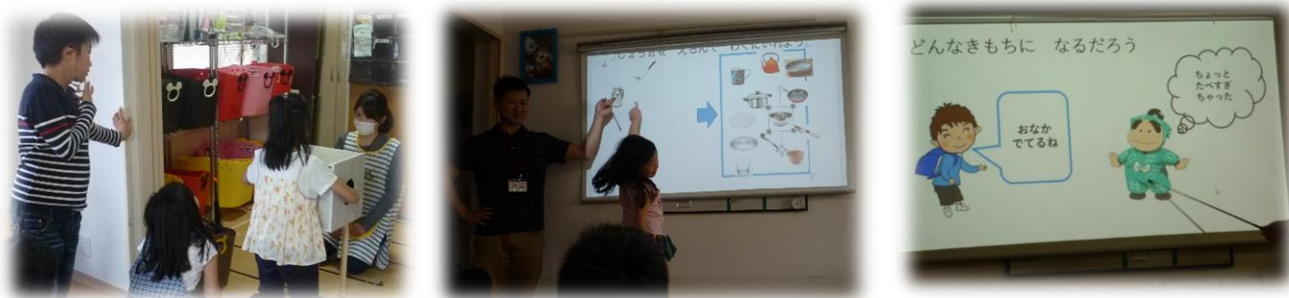
・掃除の時間

16:30（木曜日は16:40）より10分間ほど行っています。他者と同じ活動をする事、掃除の方法・整理整頓の習得を目指しています。



・ SST（ソーシャルスキルトレーニング）

帰りの会の 10 分ほど、SST の時間を設けています。プロジェクターを使用して、絵カードからの情報の読み取りや場面からの行動・言葉を考えます。
などなど、箱の中身当てゲーム、風船バレー、ミニゲーム等も行います。



・ 外出（外遊び・長期休暇期間）

放課後、時折、近隣の公園に行きます。集団での遊び（鬼ごっこ、大縄跳び等）をしたりします。長期休暇期間は、外出を主に活動します。工場見学、動物園、博物館、水族館に行きます。事前に予定表を配布しています。



3 「療育」について

「療育」という言葉が独り歩きしている傾向があることから、2-⑧について、「支援プログラム」との表現をしております。

多くの方が「療育」と言う言葉から連想するものとして、「がんばって訓練して障がいを軽減、克服する」というイメージを持っていますが、本来の意味するところは、障害を持ちつつ成長する子どもを様々な面（訓練・学習・環境・道具等）から支える総合的な取り組みのことを指します。がんばって訓練することはとても重要ですが、学校の 5 時限 6 時限の授業後、放課後にできることは限られています。“たいにい・ぼくす”は障がいを抱えた子どもたちの居場所づくり（環境）から始まり、充実した生活を送るための支援に取り組んでいます。